

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都町田市鶴間七丁目25番1号

氏名 株式会社永野紙興
代表取締役 赤染 マリリン

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 2年12月 1日

許可の有効年月日 令和 7年11月30日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上10種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（フィルム、PPバンド、ペットボトルを除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（空き缶を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（空き瓶を除く。）、
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上6種類)

2 積替え保管施設（詳細は裏面のとおり）

所在地：東京都町田市鶴間七丁目25番1号

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 2年12月 1日 新規許可

令和 3年 1月22日 更新許可 第6回

令和 5年11月28日 変更届 施設の追加（町田工場）

令和 6年 7月22日 変更届 施設の廃止（城南島工場）

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

認定番号：5-20-B0036

産廃エキスパート

2 積替え保管施設

所在地：東京都町田市鶴間七丁目25番1号

積替え保管面積：20.0㎡

最大保管高さ：1.7m

産業廃棄物の種類	保管量	
廃プラスチック類（フィルム、PPバンド、ペットボトルを除く。）	かご台車6台	6.60㎡
紙くず	メッシュボックス1台	0.80㎡
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（空き瓶を除く。）	メッシュボックス1台	0.80㎡
廃プラスチック類（フィルム、PPバンド、ペットボトルを除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（空き缶を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（空き瓶を除く。）	コンテナ2台	16.0㎡
金属くず（空き缶を除く。）	コンテナ1台	8.00㎡
木くず	コンテナ1台	8.00㎡
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	ドラム缶4本	1.60㎡
保管量合計：41.8㎡		

(以下余白)